

## 「表現の自由を守る」

2019年10月07日

「表現の自由を守る市民の会」は9名連名で「あいちトリエンナーレ」に補助金を交付しないことに決定したことに対し、撤回を求める要望書を出した。池住義憲氏のメールに添付され、転送、転載歓迎と書かれていたので、全文を転載したい。最近、政府にとって都合の悪いと思われることに対し、異常な規制がかけられている事案が多い。多様な主張がもみ合う中で新しいエネルギーを生み出す。権力に規制され、一方向に固まった文化は滅亡への道を歩むことになる。抗議集会で市民たちは「このままだと国が駄目になる」と声を上げたそうだが、表現の自由が保障されることが健全な国を作る必須条件である。

文部科学大臣 萩生田光一様

「あいちトリエンナーレ2019」に関する補助金不交付決定の撤回を求める要求書

表現の自由を守る市民の会

2019年9月30日

私たち「表現の自由を守る市民の会」は、「多様な表現の自由を尊重し、発展させることを目的とし、表現の自由を侵害する公権力の介入に反対する運動に取り組む」(会則)市民団体です。

文化庁は、2019年9月26日、既に所定の審査を経て本年4月に文化資源活用推進事業の補助対象事業として採択されていた「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業補助金7,829万円を、“適正な審査を行うことができなかった”として、補助金適正化法第6条等に基づき、全額不交付とする決定(以下、本件決定という。)を行いました。萩生田文科相は、本件決定の理由は手続き上の不備だけで、展示内容と無関係だと強弁しています。しかし、これは明らかに展示内容に関係した政治介入です。公権力が表現活動の抑圧にまわることは許されません。これは憲法21条が禁じる「検閲」にあたる重大な違憲の疑いがある行為です。国際芸術祭の作品展示が開始された直後の8月2日、河村たかし名古屋市長の言動、菅義偉官房長官の補助金見直しを示唆する発言を受けての決定であり、私たちはこうした経過のもとになされた本件決定を容認することはできません。

現行文化芸術基本法はその前文で「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重すること」を明記し、第2条で「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない」と定めています。

本件決定はこうした文化芸術基本法の精神に反するものであり、私たちは決して認めることはできません。文化庁の本件決定は、企画展を脅迫等によって中断に追い込んだ卑劣な行為を追認することになります。行政が不断に担うべきことは、公共性の確保・育成です。社会的少数者や、異なる地域に暮らす人々、民族を知る貴重な窓口を保障することです。本件決定は、これに逆行します。仮に本件決定に唯々諾々として従うならば、国の意見と合わない表現を許さない悪しき前例となり、国に付度した無難な展示しかできなくなる恐れがあります。表現者、主催・開催側らの萎縮を拡げ、社会全体に萎縮効果を及ぼします。よって私たちは、貴大臣に対し、本件決定を直ちに撤回することを強く要求します。民主主義社会は、多様な表現・意見を自由に表現し、議論をかわす場を保障して初めて成り立ちます。補助金を交付する目的は、多様な文化、芸術を国民の税金で助成することであり、国の意向に沿うものかどうか展示作品の内容をチェックする権限を国に与える根拠はどこにもないことを再度、強調しておきます。

以上